

教員表彰制度

教育委員会事務局職員部教職員人事課

目 次

教員の表彰に関する要綱	1
教員表彰推薦書（第1号様式）.....	5
教員表彰申込書（第2号様式）.....	7
副申書（第3号様式）.....	9
教員表彰制度の概要	11
1 制度の目的	
2 表彰の対象者	
3 推薦について	
4 選考方法	
5 表彰方法	
6 活用	
7 その他	
教員表彰制度の流れ	13

教員の表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤務成績が優良で、地道な努力を重ね優れた教育実践を行っている教員を表彰することにより、教員及び学校全体の教育力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 教員とは、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(表彰要件)

第3条 教員に対する表彰は、推薦年度の4月1日時点において、教員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない。）。

(表彰項目)

第4条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する教員に対して行う。

- (1) 学習指導において独自の手法や優れた指導方法を確立し、児童生徒の意欲を高め、優れた教育実践を行っている者
- (2) 支援教育の推進において、優れた教育実践を行っている者
- (3) 学級活動、保健安全、生活及び進路等において、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導に当たり、優れた教育実践を行っている者
- (4) 児童会活動、生徒会活動、クラブ活動及び部活動等において教育活動の一環として、優れた教育効果をあげている者
- (5) 学校運営の改善や学校組織の活性化等の取組において、優れた実践を行っている者
- (6) 地域とともに歩む学校づくりを推進するため保護者や地域との連携に積極的に取り組み、学校教育活動で優れた教育実践を行っている者
- (7) その他、特に表彰することが適当と認められる優れた教育実践等を行っている者

(表彰候補者の推薦等)

第5条 表彰候補者の推薦は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 校長が、教員表彰推薦書（第1号様式）を教育委員会事務局（以下「教委」という。）に提出し、推薦する。
- (2) 自ら表彰を受けようとする教員は、教員表彰申込書（第2号様式）を校長に提出し、校長は副申書（第3号様式）を添え教委に提出する。

(表彰選考委員会)

- 第6条 教委は、別表1に掲げる職員等で構成する表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、表彰候補者の選考を行う。
- 2 前項の選考に当たっては、事前に別表2に掲げる職員で構成する予備審査会において前条に規定する提出書類について審査を行い、その結果を選考委員会に報告する。
- 3 委員長は教育長の職にある者を、副委員長は教育次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 選考委員会を行うに当たっては、表彰候補者の個人情報の保護に十分に配慮し、選考の審議は非公開とする。

(被表彰者の決定)

- 第7条 前条で選考された表彰候補者は、教育委員会の審議を経て被表彰者として決定する。
- 2 教委は、教育委員会の審議結果を受け、校長及び表彰候補者に対し通知する。

(表彰の方法等)

- 第8条 表彰は、表彰状と記念品を授与することにより行う。
- 2 表彰は、毎年1回行うこととする。
- 3 表彰者は、表彰の対象となった実績等について、教員及び学校全体の教育力の向上のため講演等を行うものとする。

(その他)

- 第9条 表彰を受けた日が、教員免許状の有効期間満了の日又は修了確認期限の10年前から2ヶ月前までの期間内の場合、免許状更新講習の受講が免除される。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 総務部長
- (4) 職員部長
- (5) 職員部担当部長
- (6) 学校教育部長
- (7) 総合教育センター所長
- (8) 校長 4 名以内
- (9) 保護者代表 1 名
- (10) 学識経験者 1 名

別表 2

- (1) 職員部教職員人事課担当課長
- (2) 総合教育センターの室長
- (3) 総合教育センターの指導主事

(第1号様式)

教員表彰推薦書

年月日

(あて先)川崎市教育委員会事務局

(推薦者)川崎市立

学校

校長

印

教員の表彰に関する要綱第5条第1項第1号の規定により、次のとおり推薦します。

所 属	学校	ふりがな 候補者氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	職 種 名		
担任学級		担当教科		
校務分掌		特別活動等		
勤続年数	推薦年度の4月1日現在 年(年採用)	現任校赴任 年 月 日	年 月 日から	
I 表彰項目	要綱第4条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (←いずれかに○印)			
II 表彰の基準	① ~ ⑫	教育的効果や影響度	① ~ ⑫	教育的効果や影響度
		S · A · B · C · D		S · A · B · C · D
		S · A · B · C · D		
III 推薦の理由	内容			

※I 要綱第4条の(1)~(7)から該当する項目に○印をつけてください。

※II 概要 **表彰の基準** ①~⑫の中から該当する内容を3項目以内選び評価をつけてください。

※評価 推薦内容についてどの程度の教育的効果や影響度があるか5段階で評価してください。

S:特にある A:かなりある B:ある C:あまりない D:ほとんどない

※III 推薦の理由を具体的にご記入ください。

※用紙が不足するときは、A4用紙を適宜使用してください。

なお、推薦内容に関連する具体的な資料が必要となりますので、必ず添付してください。

III
推
薦
の
理
由

(第2号様式)

教員表彰申込書

年月日

(あて先)川崎市教育委員会事務局

(申込者)川崎市立学校

氏名印

教員の表彰に関する要綱第5条第1項第2号の規定により、次のとおり申請します。

所 属	学校		ふりがな 候補者氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	職種名		
担任学級		担当教科		
校務分掌		特別活動等		
勤続年数	推薦年度の4月1日現在 年(年採用)	現任校赴任 年月日	年月日から	
I 該当する表彰項目	要綱第4条 (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) (←いずれかに○印)			
II 表彰の基準	① 児童生徒の意欲の向上	⑦ 学校組織の活性化		
	② 児童生徒指導への取組	⑧ 校務の能率化		
	③ 学級づくりの推進	⑨ 教職員の意識啓発		
	④ 児童生徒の心のケア	⑩ 保護者や地域との連携		
	⑤ 児童生徒の身体の健全な育成	⑪ 地域の教育力の向上又は導入		
	⑥ 学校運営の改善	⑫ 安全管理等への対応		
III 応募の理由	内容			

※I 要綱第4条の(1)～(7)から該当する項目に○印をつけてください。

※II 別添の概要 **表彰の基準** ①～⑫の中から3項目以内を選んで○印をつけてください。

※III 応募の理由を具体的にご記入ください。(用紙が不足の際は複写をしてください。)

◎ 応募内容に関連する具体的な資料が必要となりますので、必ず添付してください。

(第3号様式)

副 申 書

年 月 日

(あて先)川崎市教育委員会事務局

川崎市立 学校
校長 印

教員の表彰に関する要綱第5条第1項第2号の規定により、本校教員から提出された教員表彰申込書について、次のとおり副申します。

ふりがな 候補者氏名				
I 該当する表彰項目		要綱第4条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (←いずれかに○印)		
II 表彰の基準	① ~ ⑫	教育的効果や影響度	① ~ ⑫	教育的効果や影響度
		S・A・B・C・D		S・A・B・C・D
		S・A・B・C・D		

＜校長所見＞

※ I 要綱第4条の(1)～(7)から該当する項目に○印をつけてください。

※ II 別添の概要 表彰の基準 ①～⑫の中から該当する内容を3項目以内選び評価をつけてください。

※評価 表彰内容についてどの程度の教育的効果や影響度があるか、5段階で評価してください。

S:特にある A:かなりある B:ある C:あまりない D:ほとんどない



教員表彰制度の概要

1. 制度の目的

現在の学校教育には、教員の更なる資質向上が求められており、教科指導や児童・生徒指導、支援教育等様々な面で教育効果をあげている教員を表彰し、努力に報いることで、教員及び学校全体の教育力の向上につながり、保護者・地域等からの教育への信頼にも応えることになる。

本制度は、表彰制度の実施と実践発表等の表彰結果の活用を目的とするものである。

2. 表彰の対象者

表彰の対象者となる教員（管理職及び指導主事を除く）は、川崎市立の小学校、中学校高等学校及び特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうち、推薦年度の4月1日時点において、教員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）であり、次にいずれかに該当するものとする。

表彰の対象者

勤務成績が優良であり、かつ、次の（1）～（7）のいずれかに該当している者

- （1）学習指導において独自の手法や優れた指導方法を確立し、児童生徒の意欲を高め、優れた教育実践を行っている者
- （2）支援教育の推進において、優れた教育実践を行っている者
- （3）学級活動、保健安全、生活及び進路等において、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導に当たり、優れた教育実践を行っている者
- （4）児童会活動、生徒会活動、クラブ活動及び部活動等において教育活動の一環として、優れた教育効果をあげている者
- （5）学校運営の改善や学校組織の活性化等の取組において、優れた実践を行っている者
- （6）地域とともに歩む学校づくりを推進するため保護者や地域との連携に積極的に取り組み、学校教育活動で優れた教育実践を行っている者
- （7）その他、特に表彰することが適当と認められる優れた教育実践等を行っている者

表彰の基準

次の事項に関する評価において、優れた実績や功績があると判断される者を表彰する。

- ① 児童生徒の意欲の向上
- ② 児童生徒指導への取組
- ③ 学級づくりの推進
- ④ 児童生徒の心のケア
- ⑤ 児童生徒の身体の健全な育成

- ⑥ 学校運営の改善
- ⑦ 学校組織の活性化
- ⑧ 校務の能率化
- ⑨ 教職員の意識啓発
- ⑩ 保護者や地域との連携
- ⑪ 地域の教育力の向上又は導入
- ⑫ 安全管理等への対応

3. 推薦について

候補者の推薦は、「校長推薦」と「自己推薦」の2方式とする。

「校長推薦」の場合：推薦書（校長が作成）を、教育委員会事務局教職員人事課に提出。

「自己推薦」の場合：申込書（教員が作成）を校長に提出後、副申書（校長が作成）を添えて教育委員会事務局教職員人事課に提出。

いずれの場合においても、研究成果等の実績に関する具体的な文書等を参考資料として別途添付する必要がある。なお、実績については、「日々の学校教育活動」や「職務」に反映されているものでなければならない。

校長は、制度の目的に沿って推薦を行う際、推薦書又は副申書作成において「表彰の対象者」の各項目や「表彰の基準」を参考とする。なお、推薦の趣旨が単に長年の功労を報いるものとなっている者や、今後十分な期間、後進の育成に努めることができない者を推薦することは望ましくない。

4. 選考方法

候補者の推薦を受けた教育委員会事務局は、表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

選考委員会は、教育長、教育次長、教育委員会事務局職員及び校長4名以内並びに外部委員による委員構成とし、推薦書、予備審査会からの報告などにより、表彰候補者を選考する。なお、被表彰者の人数は、原則10人以下とする。

外部委員については、保護者の意見を参考にするため保護者代表1名及び教育実践の分野に詳しい学識経験者1名を含める。また、選考委員会では、教員個人の情報や選考による権利利益に関することを含むことから、非公開とする。

5. 決定方法

選考された表彰候補者は、教育委員会の審議を経て被表彰者として決定する。

6. 表彰方法

表彰は12月に行い、選考結果については、校長及び教員本人に通知する。表彰決定者には、教育長より表彰状と記念品を授与する。

表彰結果の広報は、報道機関や教育委員会の広報を通じ広く公表し、保護者や地域に周知する。

7. 活用

被表彰者は、表彰年度の中堅教諭等資質向上研修において、表彰内容について講演する。

8. その他

被表彰者は、次回の免許状更新講習の受講が免除される。

教員表彰制度の流れ

